2025年9月11日

予備　令７－１７

異なる種類の株式に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№17］）

ア．種類株式発行会社でない株式会社は，剰余金の配当に関して内容の異なる２以上の種類の株式を発行する場合には，会社法所定の事項を定款で定めなければならない。

イ．会社法上の公開会社は，ある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することを内容とする種類の株式を発行することができない。

ウ．会社法上の公開会社である種類株式発行会社は，議決権制限株式の数が発行済株式の総数の２分の１を超えるに至ったときは，直ちに，議決権制限株式の数を発行済株式の総数の２分の１以下にするための必要な措置をとらなければならない。

エ．剰余金の配当に関する優先株式を取得条項付株式として発行することはできるが，その取得の対価を剰余金の配当に関する劣後株式とすることはできない。

オ．種類株式発行会社が全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合において，取得対価が当該全部取得条項付種類株式の株主に特に有利な金額でないときは，取締役は，当該全部取得条項付種類株式の取得に関する決定をする株主総会において，当該全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由を説明することを要しない。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　５

肢ア　○　１０８条２項１号

剰余金の配当に関して，異なる配当を行うことは，経営上，必要。

もっとも，それを実施するには定款の定めが必要。

種類を設けて分けて取扱うことの是非を株主に確認する必要があるからであある。

肢イ　○

１０８条１項ただし書

公開会社の場合，取締役を選任することを内容とする種類株式を発行することはできない。公開会社の場合，不特定多数のものが株主になる可能性がある（譲渡制限がないので）。

株主になった以上，役員について，監督できるという期待がある。

人事は，不特定多数の者にとって，重大な関心事。種類株式でできるとすると，株主の期待，取引安全が害される。したがって，制限される。

※非公開の場合，所有と経営の分離が限定的。運用上の必要性がある上に，公開より状況を確認して慎重に取得することが考えられる。運用上の必要性を優先する。

肢ウ　○

１１５条

制限議決権 1/2 を超えるときは，それ以下にする処置が必要。

少数の株主で意思決定を認めると，監督機能の面で不当。
関わっていない少数者の意見で，会社の意思決定がされてしまう。

肢エ　×
剰余金の配当に関する優先株式を取得条項付株式として発行することはできる。

取得条項とは，
特定の事由が発生した場合に、会社が株主の同意なしで株式を買い取ることができる権利を持つ株式。

株主に一定のメリットを与えつつ，必要に応じて，取得条項を使えば，会社側で権利を奪うことができるもの。

対価について，剰余金の配当に関わる，劣後株式にすることもできる。
既存の株主を保護したいのが会社の都合。取得条項で回収するときまで，保護を与えるは，他の株主との関係で配慮したいところ。

※種類株主である際に，配当に優先を与えるのは，他の株主よりも権利が弱い分，保護してあげるという意味合いである。

肢オ　×　１７１条３項
常に説明がいる。いわゆる払戻しになる以上，株主の関心事。説明が必要。
会社の財産が減る以上，株価，株主の利益に影響が出る。

予備　令７－１８

募集株式の発行に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№18］）

ア．判例の趣旨によれば，会社法上の公開会社の株主総会は，発行済株式の総数が発行可能株式総数に満たない場合に，新たに募集株式の発行をすることを条件として，その発行後の発行済株式の総数の４倍まで発行可能株式総数を増加する定款の変更をする旨の決議をすることができる。

イ．会社法上の公開会社は，募集株式の払込金額が当該募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には，株主に当該募集株式の割当てを受ける権利を与えるときであっても，株主総会の決議によって募集事項を定めなければならない。

ウ．判例の趣旨によれば，会社法上の公開会社でない株式会社において，株主総会の特別決議を経ないまま，株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えることなく募集株式を発行した場合には，当該募集株式の発行には無効原因がある。

エ．会社法上の公開会社でない取締役会設置会社において，募集株式の払込金額の下限が当該募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には，株主総会の特別決議によって当該募集株式に関する募集事項の決定を取締役会に委任することはできない。

オ．会社法上の公開会社の取締役は，募集株式の発行をする場合において，当該募集株式の発行により当該公開会社の総株主の議決権の２分の１を超える議決権を有することとなる引受人がいるときであっても，事業の継続のため緊急の必要があるときは，株主に対し，当該引受人の氏名又は名称を通知することを要しない。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　１

肢ア　○

会社法上の公開会社の株主総会は，発行済株式の総数が発行可能株式総数に満たない場合に，新たに募集株式の発行をすることを条件として，その発行後の発行済株式の総数の４倍まで発行可能株式総数を増加する定款の変更をする旨の決議をすることができる。

条件付けも可能である。

最判昭 37.3.8

肢イ　×　２０２条５項，１９９条２項適用なし

権利を与える場合，既存の株主も有利に取得できる。したがって，総会を通す必要はない。株主総会がなんのために行われているか。既存株主を保護するためと捉えると，正解を導ける。

肢ウ　○

最判平 24.4.24

既存株主の手続保障がない段階で発行されると，株主に不利益が生じる。重大な違法がある。

肢エ　×

２００条，委任できる。

筋からすると，総会の特別決議が常にいるように思える。

不都合，迅速な意思決定ができない恐れがある。

そこで，委任の必要がある。

総会決議は，濫用を防ぐ，既存株主の保護。手続があれば，委任も許容する趣旨。

肢オ　×

２０６条の２

支配株主が変動する場合は，通知がいる。差し止めの機会を与えるための手続。

事業継続の必要性があっても，通知はいる。

反対が出た場合は，総会決議がいる。資金調達の必要性から，省略も認められる。

予備　令７－１９

株式会社（特例有限会社を除く。）の定款の定めに関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№19］）

ア．株式会社は，取締役会の決議について，議決に加わることができる取締役の３分の２以上が出席し，その過半数をもって行う旨を定款で定めることができる。

イ．株式会社は，株主総会の招集を請求することができる株主を総株主の議決権の３分の１以上の議決権を有する株主とする旨を定款で定めることができる。

ウ．株式会社は，株主名簿管理人を置く場合には，株主名簿管理人を置く旨及びその氏名又は名称を定款で定めなければならない。

エ．種類株式発行会社は，一部の種類の株式についてのみ株券を発行する旨を定款で定めることができる。

オ．株式会社は，配当財産が金銭である剰余金の配当に関する株主総会の決議の定足数を排除する旨を定款で定めることができる。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　○

３６９条１項

加重要件を定款で定めることはできる。取締役会の監督機能を強化して，ガバナンスの強化を認めている。

肢イ　×

２９７条１項，１００分３，定款で定められるのはそれ以下。

３分の１以上の議決権は，無理。株主の権利が弱くなってしまう。監督できるようにすべき。

肢ウ　×

１２３条

定款には，名簿管理人を置く旨，定めがあればよい。

氏名名称は登記事項。変更をすることをイメージすればわかる

肢エ　×

２１４条，全部はできるが，一部はできない。

管理上の問題が考えられる。取引安全上の問題もある。

肢オ　○

309 条 1 項，定足数，排除可能。配当が受けられやすいようにする。

分配可能金の制限があれば，問題ない。